青森県規則第 号

青森県私立学校振興助成法施行細則 (案)

(趣旨)

第 及び 施行 一条 \mathcal{O} \mathcal{O} に 私立学校振 ほ か、 9 私立学校 11 ては \mathcal{O} 規則 興助成 振興助成法 私立学校 \mathcal{O} 定めるところによる。 法施 行規則 振興助成法施行令 (昭 和 五十 令 和六年文 年法律第六十一号。 昭 部 和五十 科学省令第二十九号) 以下 年政令第二百八十九号) 法 と に定め 7) るも \mathcal{O}

(用語)

第二条 の規則 に お 1 て使用する用 語 は、 法に お 11 て使用す る用 語 \mathcal{O} 例

(計算書類及び附属明細書の監査)

第三条 を除く。 れ、 基準 二条第二項及 読み替えて適用する場合を含む。 なければ て適用す 計算 (昭和四十六年文部省令第十八号) 法第十四 る場合 なら 書類 並 びに な び **活** い にあ 第二条の二第二項 条第二項 動 れ 9 区分資金収支計算書を除 7 5 は \mathcal{O} (法附則第二条第二項及び第二条 附 属明細 賃借 対 以下同じ。 の規定に 書) 照表及 \mathcal{O} が CK ょ 定めるところに従って、 作成され 収支計算書 り法第十四 \mathcal{O} 規定に 及 7 U 1 るか その 条第二項 よる監査は (活 の二第二項の どう 動区 附属 一分資金 か \mathcal{O} 明 に 規定を読み替え 細 会計処理が 学校法 書 0 収支計 規定 1 (法 附 て 行 に 算書 わ 行 会計 則第 れ わ り

(所轄庁への提出書類)

第四 計士 7 :訳 国 読み替えて適用する場合を含む。 表が 公 (公認会計 認会計士を含 私立学校振興助成法施行 同 令第 士法 五条 の定め む。 (昭 和 二十三年法 るところに 又は監査法 規則第二条第四号 $\overline{}$ 律第百三号) 人 ょ に掲げる所轄庁 \mathcal{O} り作成され 監査報告とする。 第十六条 7 (同令附則第三条第二項 1 が 定め る か \mathcal{O} どう る書類は、 二第五項に規定する カュ に 関 す 人件費支出 る に 公 お

附則

1 \mathcal{O} 規 則 は、 令 和 七 年 兀 月 日 カュ 5 施行 す

なお従前